

阿賀野市規則第 18 号

阿賀野市職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の扶養手当の支給に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」を加える。

第 3 条中「条例第 9 条第 1 項に規定する届出は」を「新たに条例第 8 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は」に、「行うものとする」を「、その旨を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。次条及び第 5 条において同じ。）に届け出なければならない」に改め、同条に後段として次のように加える。

扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（支給の始期及び終期）

第 4 条の 2 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第 8 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第 3 条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の扶養手当の支給に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。